

「内航アクションプラン」フォローアップのまとめ

報告されたアクションプランのフォローアップの主な内容

今回は、令和7年3月に契約内容の明確化等を追加したガイドライン（第2版）を反映して改定された「内航アクションプラン」の進捗状況についてフォローアップを行った。

○「法令で義務付けられている項目」「ガイドラインで推奨されている項目」

- ・「法令で義務付けられている項目」（契約の書面化や役務の範囲、その費用負担の明記等）については、全ての団体で実施できている。
- ・「ガイドラインで推奨されている項目」についても概ね実施できている。例えば船員の労働時間遵守のため、オペレーターが労務時間管理に配慮した適切な運航計画を策定できるよう、前広な配船計画や輸送に必要な情報の提供、計画に変更が生じた場合の労働時間の配慮など、オペレーターやオーナーと丁寧な協議が実施されている。

○「生産性向上や業務効率化等に資する独自の取組」

- ・スロップタンクの洗浄水排出自動化システムの採用
- ・乗組員の全員職員化（甲板は操船、機関は機関長業務を全員できるように訓練）
- ・積地、揚げ地のバース状況を把握することができるシステムをオペレーターと共同開発
- ・元売り各社と航路短縮を目的とした出荷基地の見直し
- ・自動荷役装置導入船の荷役時の見張りを一定条件で緩和 等

今後の予定

- ・「ガイドラインで推奨されている項目」では、「一部実施している」に留まっている項目があるため、引き続き全項目の実施に向けてフォローアップを実施していく。また、来年度は令和8年3月に改定したガイドライン（第3版）を反映した「内航アクションプラン」についてフォローアップを行う予定であり、こうした取組等を通じて内航海運業者と荷主との連携強化を図っていく。